平成２４年（フ）第７３３号
兵庫県尼崎市善法寺町26番１―501号
債務者　古塚　雅浩
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４９号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目２番４号メゾンロイヤル武庫之荘302
債務者　山内　富美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９６号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目18番地の１　ウィンザアベニュー塚口206号
債務者　小林　　真
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
広島県呉市焼山桜ケ丘３丁目５番８号
債務者　奥川　一法
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３１号
宮城県大崎市岩出山池月字上宮自口27番地
債務者　横山　正志
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
兵庫県伊丹市昆陽南３丁目５番３号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南４丁目３番48―202号
債務者　西川　和人
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県川西市中央町17番５号
債務者　橋本ひろ子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第４５号
兵庫県伊丹市南本町５丁目３番７号
債務者　桐田　靖浩
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目21番３号
債務者　門田　充弘
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目21番３号
債務者　門田　朱美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２９号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町13番20―603号
債務者　林　　節子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目６番３―202号
債務者　船橋　子龍
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―301号
債務者　安木加奈子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１２号
北九州市若松区古前１丁目14番10号　101
債務者　江藤　伸二
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３５号
北九州市八幡西区医生ケ丘２番９号　クインハイツ201号
債務者　桑原　悦子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５６号
北九州市八幡西区上の原３丁目８番18号
債務者　田原　秀和
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５９号
北九州市八幡西区下上津役１丁目７番14―301号
債務者　渡邊真由美（旧姓中原・堀）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部